

令和3年度

奥会津テーマ別旅行商品企画・造成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

奥会津テーマ別旅行商品企画・造成業務の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

2 事業の目的

奥会津地域を走る JR 只見線の全線再開通が、令和 4 年度中の予定であり、JR 只見線を活用した地域振興に取り組むことが求められている。

そのため旅行会社と連携し、奥会津への誘客のため、JR 只見線などの観光資源を活用し、加えて奥会津に訪れないと味わえないテーマ性をもった旅行商品を造成し、JR 只見線の観光路線としての推進に資することを目的とする。

なお、事業の実施範囲は奥会津 5 町村（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町）とする。

3 事業の概要

- (1) 発注者 奥会津五町村活性化協議会
- (2) 委託業務名 奥会津テーマ別旅行商品企画・造成業務
- (3) 委託内容

ア 以下の対象旅行商品の企画・造成。

イ 対象旅行商品の PR（チラシの作成・新聞、情報紙への広報等）。

※詳細は、別紙「奥会津テーマ別旅行商品企画・造成事業（企画書）」を参照すること。

- (4) 委託額 1 商品あたり金 300,000 円以内とする（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (5) 履行期限 令和 4 年 2 月 28 日まで

4 公募スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 3 年 9 月 28 日（火） |
| (2) 企画提案書の提出 | 令和 3 年 10 月 15 日（金）17 時必着 |
| (3) 選考結果の通知 | 令和 3 年 10 月 22 日（金）以降 |

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 福島県内及び新潟県内に本店を有し、第 2 種または、地域限定旅行業登録者であること。
- (2) 地方税、国税等を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項のいずれの規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 51 号）第 2 条に該当する者ではないこと。

6 企画提案の方法

別添企画応募用紙（様式1）に記入の上、令和3年10月15日までに提出。

1社あたり複数の応募可。

選考に当たっては、基本1社1商品とし、全5商品を採用する。

また、5商品の中で、新潟県内発着の商品を1商品以上とする。

※応募が少ない場合はこの限りではない。

7 選定について

企画書を以下の点について審査し、採択案を決定する。

（1）内容

- ①只見線を活用した旅行商品になっているか。
- ②複数年に渡って実施すること見越した内容になっているか。
- ③奥会津の魅力に触れられるようなテーマになっているか。
- ④地域の人との交流が図られる内容になっているか。

8 契約

（1）受託者の決定

受託候補者と仕様及びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、契約の採択に至らない場合がある。

（2）契約の締結

上記（1）で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、当協議会と協議の上、速やかに手続きを進めるものとする。

なお、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

9 各書類の提出先・問合せ先

担当 奥会津五町村活性化協議会 黒澤

住所 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

電話 0241-42-7125

F A X 0241-42-7127

メール tdrsk@okuaizu.net